

平成 26 年度立川市特別会計下水道事業補正予算（第 1 号）

上記の議案を提出する。

平成 26 年 11 月 27 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定による。

平成 26 年度立川市特別会計 下水道事業補正予算(第 1 号)

平成 26 年度立川市の特別会計下水道事業の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,172,433 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 繰 入 金		1,938,418	3,000	1,941,418
	1. 繰 入 金	1,938,418	3,000	1,941,418
歳 入 合 計		5,169,433	3,000	5,172,433

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		661,144	3,000	664,144
	1. 総 務 管 理 費	661,144	3,000	664,144
歳 出 合 計		5,169,433	3,000	5,172,433

平成 26 年度立川市特別会計

下水道事業補正予算事項別明細書(第 1 号)

1. 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
1. 分 担 金 及 び 負 担 金	10,923		10,923
2. 使 用 料 及 び 手 数 料	2,647,975		2,647,975
3. 国 庫 支 出 金	53,690		53,690
4. 都 支 出 金	4,059		4,059
5. 繰 入 金	1,938,418	3,000	1,941,418
6. 繰 越 金	10,000		10,000
7. 諸 収 入	8,368		8,368
8. 市 債	496,000		496,000
歳 入 合 計	5,169,433	3,000	5,172,433

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国都支出金	地方債	その他	
1. 総 務 費	661,144	3,000	664,144				3,000
2. 事 業 費	2,171,934		2,171,934				
3. 公 債 費	2,335,355		2,335,355				
4. 予 備 費	1,000		1,000				
歳 出 合 計	5,169,433	3,000	5,172,433				3,000

特 別 会 計 下 水 道 事 業

款 (5) 繰入金
項 (1) 繰入金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	節	
					区 分	金 額
5	繰 入 金	1,938,418	3,000	1,941,418		
	1 繰 入 金	1,938,418	3,000	1,941,418		
	1 繰 入 金	1,938,418	3,000	1,941,418	1 一般会計繰入金	3,000
歳 入 合 計		5,169,433	3,000	5,172,433		

説	明

特別會計下水道事業

項(1)総務管理費

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	節	
						区 分	金 額
1	総 務 費	661, 144	3, 000	664, 144	一般財源 3, 000		
	1 総 務 管 理 費	661, 144	3, 000	664, 144	一般財源 3, 000		
	1 一般管理費	661, 144	3, 000	664, 144	一般財源 3, 000	1 報 酬 3 職員手当等	△1, 000 4, 000
歳 出 合 計		5, 169, 433	3, 000	5, 172, 433			

説		明	
1 人事管理 【人事課】		3, 000	
(特定財源		0	一般財源 3, 000)
1 非常勤嘱託報酬		△1, 000	
3 勤勉手当		4, 000	

特別会計下水道事業

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費 (千円)				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
	一般職員	嘱託職員	報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	32 (8)	3	8,000	150,530	101,657	260,187	49,282	309,469	
補正前	33 (8)	3	9,000	150,530	97,657	257,187	49,282	306,469	
比 較	△ 1 (0)	0	△ 1,000	0	4,000	3,000	0	3,000	

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千 円)	地 域 手 当 (千 円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千 円)	管 理 職 手 当 (千 円)	不 快 危 険 手 当 (千 円)	災 害 時 緊 急 出 動 手 当 (千 円)	期 末 手 当 (千 円)	勤 勉 手 当 (千 円)
	補正後	4,589	18,960	8,345	2,782	240	66	36,513	23,881
	補正前	4,589	18,960	8,345	2,782	240	66	36,513	19,881
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	4,000

職員手当 の内訳	区 分	通 勤 手 当 (千 円)	住 居 手 当 (千 円)
	補正後	4,553	1,728
	補正前	4,553	1,728
	比 較	0	0

※ () 内は、再任用職員数で外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	0	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	171	
		昇 給 に 伴 う 増 加 分		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 171	
職員手当	4,000	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分		
		そ の 他 の 増 減 分	4,000	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	税 務 職	薬剤・医療職	看護・保健職	技能労務職
26年12月1日 現 在	平均給料月額 (円)	341,322	————	————	————	————
	平均給与月額 (円)	430,177	————	————	————	————
	平 均 年 齢 (歳)	44.5	————	————	————	————
26年1月1日 現 在	平均給料月額 (円)	340,618	————	————	————	————
	平均給与月額 (円)	423,359	————	————	————	————
	平 均 年 齢 (歳)	44.8	————	————	————	————

イ 初 任 給

区 分		一般行政職	税 務 職	薬剤・医療職	看護・保健職	技能労務職
高 校 卒 程 度	立 川 市	143,000	————	————	————	————
大 学 卒 程 度	立 川 市	181,200	————	————	————	————
高 校 卒 程 度	国	142,100	————	————	————	————
大 学 卒 程 度	国	181,200	————	————	————	————

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			税 務 職			薬 剤 ・ 医 療 職			看 護 ・ 保 健 職			技 能 労 務 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
2 6 年 12月 1 日現在	5 級			5 級			5 級			5 級					
	4 級	3	9.4	4 級			4 級			4 級					
	3 級	8	25.0	3 級			3 級			3 級					
	2 級	14 (8)	43.8 (100.0)	2 級			2 級			2 級			2 級		
	1 級	7	21.8	1 級			1 級			1 級			1 級		
	計	32 (8)	100.0 (100.0)	計			計			計			計		
2 6 年 1 月 1 日現在	5 級			5 級			5 級			5 級					
	4 級	3	8.8	4 級			4 級			4 級					
	3 級	8	23.5	3 級			3 級			3 級					
	2 級	14 (7)	41.2 (100.0)	2 級			2 級			2 級			2 級		
	1 級	9	26.5	1 級			1 級			1 級			1 級		
	計	34 (7)	100.0 (100.0)	計			計			計			計		

※（ ）内は、再任用職員数で外書き

(級別の標準的な職務内容)

区 分	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
技能労務職以外の 職種	参 事 (部長・部長相当職)	参 事 (課長・課長相当職)	主 事 (係長・係長相当職)	主 事 (主 任 職)	主 事 (そ の 他 の 職)

区 分	2 級	1 級
技能労務職	主 事 (主 任 職)	主 事 (そ の 他 の 職)

エ 昇給

区 分			合 計	代 表 的 な 職 種				
				一 般 行政職	税務職	薬剤・ 医療職	看護・ 保健職	技 能 労務職
補 正 後	職 員 数 (A)(人)							
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B)(人)							
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)						
		2 号 給 (人)						
		3 号 給 (人)						
		4 号 給 (人)						
		5 号 給 (人)						
		6 号 給 (人)						
		7 号 給 (人)						
		8 号 給 (人)						
比 率 (B)／(A) (%)								
補 正 前	職 員 数 (A)(人)		33	33				
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B)(人)		23	23				
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)						
		2 号 給 (人)						
		3 号 給 (人)						
		4 号 給 (人)	22	22				
		5 号 給 (人)						
		6 号 給 (人)	1	1				
		7 号 給 (人)						
		8 号 給 (人)						
比 率 (B)／(A) (%)		69.7	69.7					

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職 務 の 級 等 による加算措置	備 考
	6 月(月分)	12 月(月分)			
補 正 後	1.900 (0.975)	2.300 (1.225)	4.20 (2.20)	有	【算定基礎】給料・扶養 手当・地域手当・役職加 算
補 正 前	1.900 (0.975)	2.050 (1.125)	3.95 (2.10)	有	
国 の 制 度	1.900 (0.975)	2.200 (1.175)	4.10 (2.15)	有	【算定基礎】給料・扶養 手当・地域手当・役職加 算・管理職加算

※ () 内は、再任用職員分

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	その他の 加算措置等	備 考
支 給 率 等	23.5	31.5	45.0	45.0	定年前早期退職 特例措置 (2%～20%)加算	平成26年度まで経過 措置を実施。(最高 限度は平成25年度 52.0月分、平成26年 度48.5月分。)
国 の 制 度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職 特例措置 (2%～20%)加算	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	支 給 率 (%)	支給対象職員数 (人)	国の指定基準に 基づく支給率(%)
市 内 全 域	12	32 (8)	12

※ () 内は、再任用職員数で外書き

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種				
		一般行政職	税 務 職	薬剤・医療職	看護・保健職	技能労務職
給料総額に対する比率 (%)	0.2	0.2				
支給対象職員の比率(%) (26年12月1日現在)	50.0	50.0				
代表的な特殊勤務手当 の名称	支給額順 1. 不快危険手当 2. 災害時緊急出動手当					
	対象職員順 1. 不快危険手当 2. 災害時緊急出動手当					

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	異 な る	国に比べ、配偶者で1,100円、欠配第一子で3,100円、その他で扶養人数により、2,400円高い。16才～22才の子への加算額が500円低い。部長職は平成25年度より不支給。ただし、経過措置により、平成25年度は100%、平成26年度は50%を支給。(経過措置期間中は、新規の認定はせず除外のみ行う。)
住 居 手 当	異 な る	国は家賃支払者に上限27,000円を支給。市は平成24年12月1日より借家・借間に居住する生計中心者(管理職を除く)に限り12,000円を支給。ただし、持ち家等に居住する生計中心者について経過措置により、平成24年12月から平成25年3月は6,000円を、平成25年4月から平成27年3月は4,000円を支給。
通 勤 手 当	異 な る	国の支給限度額 55,000円 市は実費全額支給。